

決議文
起す事

(番外二)

當時事情ヲヨリ知シテ其ノ關係上、木下氏ヲ加ヘ
委員長ヲ佐佐保ヲ愛念古賀氏ニ才願ヒマス、

工友会 中村利平 芳愛会 河田晋次 工僚会 西川政市

共立会 宮川哲二 海工会 林 助八 芳愛会 古賀徳一

工僚会 木下志津雄

(十四) 先程ノ團體交渉權ハドウナリマシタカ

(番外三) オナニニ理由ヲ織リ込ニテ行キタイデスガソレデハ

御不満デスカ、決議文デ提案スルニ個々ノ問題ヲ出シ

各條項ヲアゲ決議文ニ甲乙カアル様ニナルガ如何

(十四) 如何ナル方法ニシテモ海軍大臣ニ聞キ得ヒバ結構ナル

(番外三) 海軍大臣ニ飽ク迄モ回答ヲ求メルト言フ下ニシタイ

ト思ヒマス

(十四) 決議文ノ形式ニ於テ海軍大臣ガ徳義ヲ待ツテ

吳レ義務ヲ持テ答ヘテ吳レルカドウカト思フガ決議ニ

ヨリテ当局ノ意志ガ門ヲ得レバ其レテ撤回シテモイハト

思ヒマス

(七) 提案者が撤回スレバ同意モ撤回シマス